

令和 4 年 第 2 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 2 月 7 日 (月) 午前 9 時 00 分～ 10 時 10 分

2. 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

3. 出席委員 (37 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 令和 4 年白石町農用地利用集積計画 (2 号) の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- (1) 合意解約の報告
(2) あっせん申し出の取下げについて
(3) 農地賃借料情報の提供について

業務連絡事項

- (1) 第 3 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員

農業振興課課長補佐
振興係長

片渕英昭
白武誠一郎

8. 会議の概要

事務局長 時間となりました。ただいまより、令和4年2月第2回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、欠席等の届出はあっておりません。

ただ今の出席委員は37名中37名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

さて、皆様ご承知のとおり、昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、現在、佐賀県は2月20日までの蔓延防止等重点措置の期間であります。

また、町内においても多数の感染者が発生しており、町のホームページでも公表しておりますので申し上げますが、役場職員も今日まで累計6名が感染するなど、非常に厳しい状況下にあります。

幸いにして農業委員会事務局職員につきましては、感染者は出ておりません。

このような状況でありますので、議案等事務局の説明を可能な限り簡略化させていただきたく、ご承諾の方よろしくお願いいたします。

また、農業委員の皆様方も感染予防の徹底についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日のあっせんの議案等で、町の関連事業の説明ということで、担当の農業振興課から、片渕補佐と白武係長が同席をしております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。それではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、1番 木下善明委員、2番 溝口俊弘委員を指名いたします。

= 議案番号第14号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第14号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第14号。権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

令和4年1月18日に成立したあっせん売買農地に隣接する農振地区外の畑で、譲渡人が一括した処分を希望されていたため、話合いの結果、買受者への譲渡となられています。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについては、議事参与の制限がございます。○番○○委員については、退室
をお願いします。

(○番○○委員退室)

議長 それでは地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として1月27日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米、麦、玉ねぎ、大豆、WCS を中心に約5.3haの規模で営農さ
れています。
今回の申請農地については、譲渡人、譲受人の要望により申請をなされておま
す。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されてお
り、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第14号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第14号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

議長 ○番○○委員の入室を認めます。

(○番○○委員入室)

= 議案番号第15号 =

議長 続きまして、議案番号第 15 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 15 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、亡〇〇氏と〇〇氏は縁故関係になられません。

価格は総額〇〇円で 10a 当りの対価は、〇〇円です。

議案の位置図は、2 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米、麦、野菜を中心に江北町に約 8ha 白石町に 1.9ha 合計 9.9ha の規模で営農されています。

今回の申請農地については、譲受人の妻の亡き弟が耕作されていたこともあり、譲渡人、譲受人の要望により申請をなされております。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。親戚同士と言うことでしょうか、10a 当たり〇〇万円なので、普通の評価額からすると、ものすごく安いので、理解できずにいます。事務局から、もう一度、説明をお願いします。

事務局 今回の申請が 3 条という事と、これが、相続財産管理人様が、管理をされている農地ということで、通常のあるせんによる売買価格とは違いまして、双方合意の上の価格ということで、通常の売買価格より低価となっております。農業委員が、ご指摘のとおり、田の評価額、通常でいきますと、14 万円ぐらいが、課税の標準額となっております。この 3.1 倍が、通常の資産価値とみなされますので、40 数万円ぐらいが、税法上で言いますところの贈与の基準となっております。それよりも、金額的にはお安くなっておりますけれども、財産の処分、整理等々の状況もございまして、縁故関係でのお話合いの上で、この金額ということで申請をなされておりますので、特殊な事情があるという事でご理解のほどお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○番 売買ではなく、贈与にしなくてはいけないのではないですか。

事務局 贈与という形での申請ではなくて、金額が、総額での分でされておりますので、売買と、売買・贈与の判断というのは、税務署がどういうご判断をされるかという所になってこようかと思えますけれども、裁判所が指定した相続財産管理人のほうでの、お手続きということでございますので、贈与という形ではなくて、売買という申請内容になっておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○番 もう少し質問していいですか。
裁判所が入っているわけですね。

事務局 裁判所から指定された弁護士です。

○番 裁判所をとおすという事は、借金かなんかあったから、裁判所が、これを処分して、こうなさいとなっている訳ですよ。裁判所をとおすということは、そういう事ですよ。本人亡くなっている訳ですよ。いくら親戚と言っても、売買だったら、裁判所を通さなくてもいい訳だから。

事務局 原因といたしましては、登記事項証明書上では、相続人不在。たぶん、相続を放棄されているもので不在というふうになっている。

○番 そういことですよ。だから、裁判所が中に入っている訳ですよ。そしたら、分かります。

事務局 その判断を、専任されました弁護士のほうが、贈与というもので、申請をされるのかという話になると、財産処分という形で、一定の金額をお示しした形での売買で、双方合意される金額でという形になってくるものと思っております。

○番 これだけの金をもらっていますが、最終的に、相続人は、弁護士がほとんど取ってしまって、自分も過去にそんな経験があるので。

事務局長 この案件は、特殊と言えば特殊です。先ほど、〇〇補佐が話したとおり、相続人不在的なところで、あくまで、専任の法律事務所と〇〇さんのほうで、お話し合いをした結果、3条で売買ということに話し合いで決まったということ。

これが、逆に贈与でということもあり得ることもあり得ます。

ただ、今回の場合は、3条で、この金額で、双方が同意した。3条でしたら、農地法自体も違反等にはなりませんので。

○番 わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 15 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 15 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 16 号 =

議長 続きまして、議案番号第 16 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 16 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、不動産競売による購入です。

〇〇氏は令和 3 年第 11 回白石町農業委員会総会議案番号第 187 号の買受適格申出者です。

入札額は〇〇円、10a 当りの対価は、〇〇円となります。

議案の位置図は、5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 1 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米、玉ねぎを中心に約 2.1ha の規模で営農されています。

今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、競売事件により最高価買受申出人として落札され申請をなされております。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 16 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 16 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 17 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 17 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 17 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

本件は、昨年 5 月 7 日の総会において、空き家住宅地に付随した特例農地の申請で、審議をいただいた所でございます。今回、農地法第 4 条により、農地を駐車場並びに庭として、農地転用の申請がありましたので、去る 1 月 31 日事務局と現地確認を行いました。

当初の申請地は、現在佐賀市にお住まいの○○さんが、昨年、令和 3 年の 4 月に空き家バンクに合わせて、特例農地指定として申請されておりましたけれども、同年 11 月に今回の申請人の○○氏が購入され、今現在も居住されております。購入後は、特例農地の申請どおり、農地として利用しておりましたけれども、車両の増車により、住宅への出入りと、駐車場が狭いために、支障をきたしております。よ

って、駐車場の用地確保と庭として整備を行うとのことでした。

今回の申請にあたっては、区長、生産組合長、隣接の居住者からも同意を得ておられますので、転用はやむを得ないと判断致しました。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 17 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 17 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 18 号＝

議長 続きまして、議案番号第 18 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 18 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地進入路、農業用資材倉庫、農業用資材置場、宅地拡張を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 18 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 18 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 19 号 =

議長 続きまして、議案番号第 19 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 19 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね 300m 以内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、駐車場、農業用機械置場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること

から、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 19 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 19 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 20 号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 20 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 20 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番につきまして、農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

次に、〇〇番につきまして、農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として1月31日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用の倉庫、資材置場、機械置場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、既に一部を無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第20号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第21号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第21号「令和4年白石町農用地利用集積計画(2号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第21号の「令和4年白石町農用地利用集積計画(2号)について」ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相対での設定が13件、4ページから7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が39件、合わせて52件の計画が提出されており、賃借権設定が51件、使用貸借権設定が1件となっております。

区分の内訳として新規が35件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが11件ありました。再設定は17件でした。

今回の利用権の総面積は 292,151.00 m²です。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 9 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 54 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

整理番号 1 番については、議事参与の制限がございます。○番〇〇委員については、退出をお願いいたします。

(○番〇〇委員退室)

議長 まず、所有権移転、整理番号 1 番について審議します。

これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 21 号（所有権移転）整理番号 1 番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 21 号（所有権移転）整理番号 1 番については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 ○番〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員入室)

議長 続きまして、所有権移転、整理番号 2 番について審議します。

これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 21 号（所有権移転）整理番号 2 番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 21 号（所有権移転）整理

番号2番については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。
これについても、議事参与の制限がございまして、○番〇〇委員は、該当する整理番号では発言を控えてください。
それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第21号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第21号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第22号 ～ 議案番号第32号 =

議長 続きます。5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。
議案番号第22号、農地の売渡し希望について事務局の説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。
議案番号第22号、農地の売渡し希望でございます。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、神奈川県のお〇〇氏です。
申請理由は、遠方と資産整理のための農地処分でございます。
議案の位置図は、14ページをご覧ください。

続きます。議案番号第23号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、神辺のお〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、15ページをご覧ください。

続きます。議案番号第24号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区のお〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 25 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 26 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 27 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、19 ページから 21 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 28 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページから 23 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 29 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新拓 2 号の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 30 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東上の〇〇氏です。
申請理由は、園芸団地整備事業に係る貸付または売渡しのための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 31 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中央の〇〇氏です。

申請理由は、同じく園芸団地整備事業に係る貸付または売渡しのための農地処分でございます。

議案の位置図は、27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 32 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西南の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、28 ページから 29 ページをご覧ください。

以上、議案第 22 号から第 32 号です。

この議案番号第 30 号と第 31 号について、補佐のほうから、まず、説明をお願いします。

事務局 本日、机の上にカラー刷りの園芸団地整備事業の図面のほうをお付けしておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

大字新開、廻江校区のところですね、いちごトレーニングファームの周辺農地におきまして、園芸団地整備の計画がございます。

この事業につきましては、原則として、入植予定者の方は、土地の所有者様と中間管理機構をとおした形での、賃貸借権の設定、施設のほうもリース契約、土地もリース契約というのが、原則ということでスタートいたしております。整備予定区域の土地所有者の方に、今日、ご出席いただいております農業振興課様のほうから地元説明会を開催されまして、土地の賃貸借にご協力いただける方の範囲が、今図面のほうで示しています赤枠のところでの、ご賛同いただいた方の計画となっております。

ただ、土地の所有者様からは、長期間貸借するよりも、できれば、買い取ってもらいたいというご意見も多くありまして、農業委員会といたしましては、農地の貸し付け及び売渡しの両方の希望ということで、受付をさせていただいております。今回の議案には、対象農地から 2 名の方から、とりあえず、申し出が出ておりますけれども、計画区域内すべての所有者のほうから、まだ、申し出が出揃ってはおりません。今後の事業進捗に合わせて、入植予定者の方等々の見込み等含めまして、申し出が、徐々に出されるものと思っております。

担当の農業振興課様からご出席いただいておりますので、事業の概要説明までお時間を取らせていただいて、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

農業振興課 役場、農業振興課の〇〇と申します。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから白石町園芸団地構想につきまして、若干、概要説明をさせていただきます。

この園芸団地構想についてでございますけれど、現在、佐賀県で展開されております佐賀園芸 888 運動の一環として、令和 2 年度に話が持ち上がりまして、本年度の 9 月に構想を策定しまして、県の認定を受けたところでございます。対象品目につきましては、いちご、アスパラ、小ねぎとしておりまして、特に栽培農家が現在減少しておりますいちごのほうに力を入れていきたいと考えております。

次に、団地の場所についてですが、お手元に図面があると思っておりますが、先ほどご説明をいただきました場所となっております。整備の事業者につきましては、佐賀県の農地公社のほうが主体となっております。先ほども、ご説明いただきましたけれども、基本、賃貸借契約によるリース方式での事業となっております。ただし、これも、先ほど、ご説明がありましたけれども、説明会の折に、地権者の方から、賃貸借ではなく、売買で対応してほしいという要望もあがっておりますので、今回、農業委員会皆様にも要望として出ているところでございます。

施設の整備につきましては、県単国庫の補助事業を活用しまして、補助残の分をリース料として支払っていく方式となっております。

事業の計画年度につきましては、令和 4 年度から令和 6 年度と現在いたしております。令和 4 年度につきましては、2 名の方の入植を予定しております。お手元の図面でいきますと、番号でいきますと、4 番 5 番 6 番、それと 7 番 8 番が令和 4 年度の計画の場所ということになっております。

あと残りの農地につきましては、令和 5 年度以降の整備計画といくことで、現在話を進めているところでございます。

以上、簡単な説明でございますけれども、今後、農業委員の皆様には、色々な面でお願いをする点が、多々出てくると思っておりますけれども、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上で終わります。

事務局長 農業委員の皆様方にも、こういった事業があることをご承知いただきたく、今回の説明とさせていただきます。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、あっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 22 号から議案番号第 32 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 22 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 23 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 24 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 25 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 26 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 27 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員、真ん中が○番〇〇委員、下が○番〇〇委員で
お願いします。

議長 議案番号第 28 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 29 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員、3 人でお願いします。

議長 議案番号第 30 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 31 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 32 号。

委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 22 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 23 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 24 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 25 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 26 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 27 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 28 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 29 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 30 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 31 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

議案番号第 32 号 ○番〇〇委員、○番〇〇委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局局長 事務局担当者を議案書に書いておりますので確認をします。

議案番号第 22 号は、〇〇。

議案番号第 23 号は、〇〇。

議案番号第 24 号は、〇〇。

議案番号第 25 号は、〇〇。

議案番号第 26 号は、〇〇。

議案番号第 27 号も、〇〇。

議案番号第 28 号は、〇〇。

議案番号第 29 号は、〇〇。

議案番号第 30 号は、〇〇。

議案番号第 31 号は、同じく、〇〇。

議案番号第 32 号は、でございます。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取下げについて
- 3 農地賃借料情報の提供について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務

連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

業務連絡事項

- 1 令和4年 第3回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 10 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員